

第2号議案

令和3年度東京都台東区一般会計補正予算（第10回）

令和3年度東京都台東区一般会計補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,792,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ122,140,115千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（特別区債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 特別区債補正」による。

令和4年2月9日提出

東京都台東区長 服部 征夫